

平成20年12月24日
農 林 水 産 省

農山漁村における雇用対策について

我が国における現下の厳しい雇用問題に対応して、農林水産省として農山漁村における雇用創出の取組を機動的に進めるため、「生活防衛のための緊急対策」の施行にあわせて、以下のような取組により、農林漁業への新規就業支援をはじめとする雇用対策を強力に推進。

- ① 本省、地方農政局、農政事務所に「農山漁村雇用相談窓口」を設置
地域の求職者に対して、農林漁業への就業相談に応じるとともに、雇用対策関連事業に関する情報提供をワンストップサービスでの確に行うため、本省、地方農政局、地方農政事務所に24日付で「農山漁村雇用相談窓口」を開設する。
- ② 農林漁業への新規就業促進等
「農林漁業雇用相談窓口」と農林漁業各分野の新規就業センター等との密接な連携の下に、農林漁業への新規就業を促進する。また、雇用情報についても関係機関の協力も得て収集し的確に提供する。
- ③ 都道府県や関係団体に対する農山漁村の雇用対策の協力要請
大臣名により都道府県知事に対して農山漁村における雇用対策に対する協力要請を行う。また、JAをはじめとする関係団体に対し、農山漁村地域における雇用の掘り起こしについて要請を行う。
- ④ 関係団体を対象とする連絡会議の開催
関係団体連絡会議を開催して、農山漁村地域における雇用の掘り起こしに対する協力要請と農林水産省の雇用対策の説明を行う。
- ⑤ 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」の活用
厚生労働省の実施する「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」について、農山漁村の創意工夫を活かした取組により雇用創出が図られるよう、厚生労働省とも連携して農林水産分野での事業例の提供を実施する。